

第6次生駒市総合計画

基　　本　　構　　想　（案）

平成31年2月

生駒市総合計画審議会

目 次

序 章 総合計画の策定に当たって	2
1 策定の目的	2
2 総合計画の位置付けと構成	2
3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間	3
(1) 基本構想	3
(2) 基本計画	3
4 分野別計画との関係	4
第1章 将来ビジョン	5
1 基本的な考え方	5
2 将来都市像	6
3 まちづくりの目標	7
第2章 まちづくりの推進	8
1 まちづくりの基本的な考え方	8
(1) 市民主体のまちづくり	8
(2) 自助・共助・公助	8
(3) 多様な主体との協創によるまちづくり	8
2 行政経営の基本方針	9
(1) 持続可能な社会を支える行政経営	9
(2) 証拠に基づく政策づくり	9
3 戦略的なまちづくりの視点	9
(1) 生活構造の視点	10
(2) 社会構造の視点	10
(3) 都市構造の視点	11

序 章 総合計画の策定に当たって

1 策定の目的

総合計画については、平成23(2011)年5月に地方自治法が改正され、法的な策定義務が廃止されましたが、本市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な市政運営の指針を示すため、また、本市におけるまちづくりの最高規範である「生駒市自治基本条例」に総合計画の策定についての定めがあることから、今後もまちづくりの基本指針として総合計画が必要であると考え、引き続き策定します。

【生駒市自治基本条例】

(総合計画等の策定)

第19条 市は、市民参画の下、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下これらを「総合計画」という。)をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な市政運営に努めるものとする。

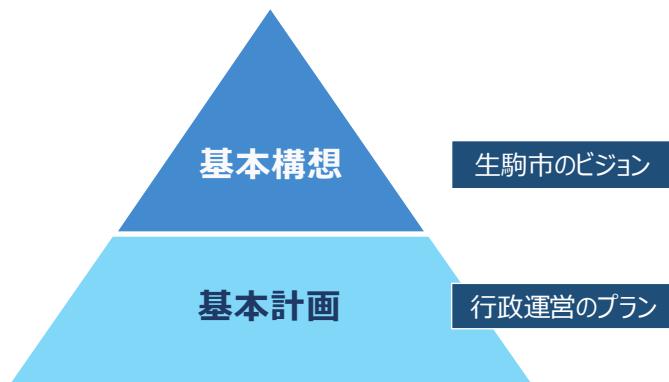
- 2 市は、行政分野ごとの計画については、総合計画に則して策定するものとする。
- 3 市は、前2項の各計画の進行管理を的確に行うものとする。

2 総合計画の位置付けと構成

第6次総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、各分野の行政計画の基本となる総合的な市政運営の指針です。

生駒市自治基本条例における「総合計画」の定義に合わせ、「基本構想」と「基本計画」の2つから構成するものとします。

総合計画の構成



3 基本構想・基本計画の位置付け・役割と期間

従来は、基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、第5次総合計画後期基本計画の策定に当たって、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化しました。

第6次総合計画は、本市が人口減少に転じてから策定する初めての計画となります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（国勢調査による人口）では、新元号27（2045）年には、老人人口（65歳以上）までも減少すると予測されており、その後は人口減少がさらに加速すると見込まれています。

こうした人口構造の変化を踏まえ、中長期的に取り組むべき課題も視野に入れつつ、市政運営を進めていくため、第6次総合計画の「基本構想」と「基本計画」の位置付けと役割、計画期間を、次のとおりとします。

(1) 基本構想

[位置付け] 生駒市のビジョン（地方公共団体が目指す構想）

[役割] 市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想です。

計画期間については、今後の人口構造の変化から新元号20（2038）年代を時代の転換期と捉え、平成31・新元号元年（2019）年度から概ね20年間とします。

なお、計画期間の中間時点での基本計画の見直し時期に合わせて、基本構想の評価を実施します。

【計画期間】 平成31・新元号元年（2019）年度から概ね20年間

(2) 基本計画

[位置付け] 行政運営のプラン（行政が取り組む計画）

[役割] 市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとの目指すまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示した行政運営の計画です。

なお、市長任期に対応していくため、計画期間は4年間*とし、任期に応じて基本計画を見直します。

* 第1期の計画期間については、第2期の計画期間を新元号5(2023)年4月に実施予定の市長選挙の翌年度から4年間とするため、新元号5(2023)年度までの5年間とします。

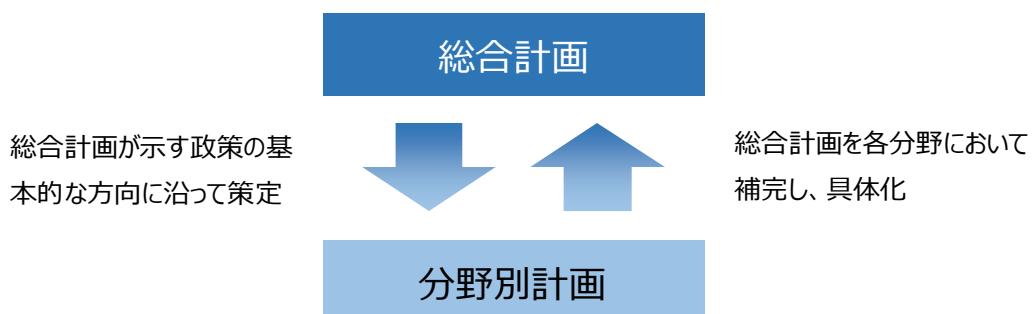
基本構想と基本計画の計画期間

年 度	西暦	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
平成 新元号	元	31	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
基本構想 【概ね20年】	基本構想																						
基本計画 【第1期：5年】 【第2期～：4年】	第1期 → 第2期 → 第3期 → 第4期 → 第5期																						

4 分野別計画との関係

行政の各分野では、多様化する市民ニーズや社会環境の変化に対応するために分野別計画を策定しています。

分野別計画は、法令上の位置付けや計画期間も様々ですが、各々の行政分野が目指すべき方向性や事業の体系を示し、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定することによって、総合計画を各分野において補完し、具体化していく計画と位置付けます。



第1章 将来ビジョン

1 基本的な考え方

本市では、「生駒市民憲章」を平成13(2001)年に全面改定し、市民一人ひとりが心を合わせ、快適で明るく住み良い生駒のまちづくりを進めるための「市民共通の生活の規範」として掲げています。

また、本市におけるまちづくりの最高規範として「生駒市自治基本条例」を平成22(2010)年4月に施行し、まちづくりを進めていくための基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりの基本ルールを定めています。その前文において、「将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまちづくり」を基本理念と定めています。また、同条例第19条第1項の規定において、『基本構想及びこれに基づく基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定』することとしています。

こうしたことから、市民憲章のまちづくりの考えを踏まえつつ、自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を、いつの時代にあっても変わらない恒久的な目標として位置付け、その目標実現に向けて、基本構想において概ね20年先に実現を目指すまちの姿を「将来都市像」として定めるとともに、そのための「まちづくりの目標」を併せて定めることとします。

<恒久的な目標>

【生駒市民憲章】

生駒山の豊かな緑に育まれ、自然と歴史と文化が調和しながら発展しつづける生駒市。わたしたちは、ここに住むことへの愛着と誇りをもって、みんなの夢がかなうまちをきずるために、市民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- 1 お互いに助け合い、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- 1 人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- 1 知恵を出し合い、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。

【生駒市自治基本条例（前文）】

将来にわたり、すべての市民の人権が尊重され、人と自然が共生する、
安全で安心な、健康で活力のある、文化の薫り高いまち

<概ね20年先の目標>

【生駒市総合計画（基本構想）】

将来都市像

2 将来都市像

本市は、生駒山や矢田丘陵など緑豊かな自然環境に恵まれ、大都市へのアクセスも良好であることから、関西を代表する良好な住宅都市として発展してきました。平成2(1990)年に県内3番目の10万人都市となり、平成22(2010)年末には12万人を超えるました。近年は、関西における「子育てしやすいまち」としての評価も高まってきています。

しかし、わが国全体の人口が平成20(2008)年に減少に転じたことに伴い、本市においても平成25(2013)年11月の121,350人をピークに人口が減少に転じ、今後、本格的な人口減少と少子高齢化のさらなる進行が見込まれています。

このような人口構造の変化が想定されることから、大都市への通勤・通学者が多く住む「**住宅都市**」という基本的な方向性を受け継ぎながら、大都市に通勤・通学するという暮らしに加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし、生駒で住み・働く暮らしなど、多様な生き方や多様な暮らし方（生活スタイル）に対応した都市へとまちづくりを進めることにより、「**ベッドタウン**」から脱却し、「生駒に住みたい」、「生駒にいつまでも住み続けたい」と思われるまちを築いていきたいと考えます。

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行に加えて、経済のグローバル化の進展や地球環境問題の深刻化、ICT¹の進展等、今後も様々な大きな社会経済環境の変化が見込まれます。一方、本市においては、奈良、京都、大阪、神戸など関西の主要都市や関西国際空港への交通利便性の高さに加え、新元号19(2037)年には、リニア中央新幹線の大坂延伸が計画され、中間駅の設置により、東京・名古屋方面とのアクセスの向上が期待されます。また、奈良先端科学技術大学院大学等に加えて、学研高山地区第2工区の整備の進展により、様々な文化学術研究・交流施設の立地が進み、学術研究やビジネスにおける交流の活発化が期待されるとともに、往馬大社、長弓寺、宝山寺、高山茶筌など、古くから伝わる多くの歴史文化資源の価値が再認識されることで、国内外の人々の観光や交流につながることも期待されます。

生駒市自治基本条例において「市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有する。」と定めており、様々な能力や経験をもった**市民や地域の力**がまちづくりの推進力です。多様な生き方や暮らしをかなえる機会や場、人と人のつながりが豊かにあるまち（ステージ）で、主役である市民が、仲間を得て、夢をかなえ、輝く人生を送れるようまち全体が応援してくれる、**そういうまちへ進んでいくことを目指して**、将来都市像を次のように掲げます。

【将来都市像】

自分らしく輝けるステージ・生駒

¹ ICT:情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。

3 まちづくりの目標

将来都市像を実現するために、市民憲章のまちづくりの考え方と自治基本条例の基本理念に定めるまちの姿を踏まえて、6つのまちづくりの目標を定めます。

(1) 安全で、安心して健康に暮らせるまち

市民の生命と財産を守り、安全に暮らせるまちづくりを進めるとともに、自助・共助・公助を着実に高めていくことにより、誰もが安心して生涯にわたって健康に生活できるまちづくりを進めます。

(2) 未来を担う子どもたちを育むまち

生駒の未来を担う社会の宝である子どもたちを育むため、家庭・地域・学校・行政が連携して、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 人権が尊重され、市民が輝く、文化の薫り高いまち

市民一人ひとりの人権と個性、生き方を互いに尊重し、市民が主体的にまちづくりに参画し、協働によるまちづくりを進めます。また、市民一人ひとりが生涯にわたって学び、交流し、市民力を活かした文化の創出と継承により、文化の薫り高いまちづくりを進めます。

(4) 人と自然が共生する、住みやすく活動しやすいまち

恵まれた住環境を将来にわたって適切に保持するため、人と自然が共生し、環境負荷の少ない暮らしや事業活動が送れるまちづくりを進めます。また、**多様な生き方や暮らし方を支える都市機能が充実した**まちづくりを進めます。

(5) 地域の資源と知恵を活かし、魅力と活力あふれるまち

大都市近郊にあり、学研都市に位置付けられているという本市の立地を活かしながら、市内の経済活動の活性化が図られ、歴史文化資源や自然的資源、人的資源などまちのポテンシャルを活かした独自の都市ブランドを構築し、市内外にまちの魅力を発信することで、活力あふれるまちづくりを進めます。

(6) 持続可能な行財政運営を進めるまち

限られた経営資源を有効に活用して、社会環境の変化に伴って複雑・多様化する社会ニーズに対応するとともに、世代間の負担の公平性にも考慮しつつ、可能な限り次世代に負担を残すことのない、将来にわたって持続可能な行財政運営を進めます。

第2章 まちづくりの推進

1 まちづくりの基本的な考え方

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現する上で、常に踏まえるべき共通の基本的な考え方を、次のとおり定めます。

(1) 市民主体のまちづくり

まちづくりの主体は市民です。市民主体のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例等に基づき、市民の参画、市民・事業者・行政の協働を推進します。

(2) 自助・共助・公助

身近な暮らしに関わるまちづくりにおいては、まず「自助」（自分自身が行う）、次に「共助」（周囲や地域が協力する、社会保険制度で支え合う）、そして「公助」（行政が支援し、補完する）という考え方（補完性の原理）を基本とします。

(3) 多様な主体との協創²によるまちづくり

個人のライフスタイルや価値観の多様化が進み、地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化しています。1人では解決できない課題も、市民、NPO³、事業者等の民間主体が相互に、あるいは民間主体と行政など本来価値観の異なる主体が有機的に連携することで課題解決の可能性は高まります。多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造する「協創」のまちづくりを進めます。

² 協創：多様な主体が緩やかにネットワークを形成し、互いが共有できる価値や解決策を創造すること。

³ NPO：「Non-Profit Organization」（非営利組織）の略称。法人格の有無を問わず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境等社会の多様な課題（テーマ）に市民が主体的に取り組む組織。

2 行政経営の基本方針

第6次総合計画に基づくまちづくりを実現するために、行政経営を行う上での基本的な方針を、次のとおり定めます。

(1) 持続可能な社会を支える行政経営

人口減少・少子高齢化の進行、社会保障費の増加、公共施設の老朽化、厳しい財政状況、多発化する自然災害など、これまでの様々なシステムの持続可能性を大きく揺るがす変化が本市を取り巻いています。こうした環境変化に伴って複雑・多様化する社会ニーズに対応するため、分野間の連携を強化し、柔軟な施策展開を図るとともに、必要に応じて既存の行政手法や組織を見直し、次世代へ引き継ぐための持続可能な行政経営を行います。

(2) 証拠に基づく政策づくり

行政経営においては、限られた資源の中で政策の有効性を高めるため、政策目的を明確化し、目的に沿った成果が出るかを客観的なデータや証拠に基づいて検証しながら施策を立案する、証拠に基づく政策づくり（E B P M⁴）を進めます。そのもとで、政策実行後も成果を検証し、取組の改善を進めていく政策のP D C Aサイクル⁵を確立します。

3 戦略的なまちづくりの視点

今後20年間の将来を展望すると、人口減少・少子高齢化の進行とともに、これまでの大都市に通勤・通学する暮らし方に加えて、日中の多くの時間を市内で過ごす暮らし方、生駒で住み・働く暮らし方など、多様な生き方や多様な暮らし方（生活スタイル）が広がり、市民の「生活」、市民が属する「社会」、市民が暮らす「都市」、それぞれで構造上の変化が徐々に進むと考えられます。これらの構造変化に対応するためには、「生活」「社会」「都市」それぞれを関係・連動させながら、長期的な視野でこれまでの行政サービスやまちづくりのあり方を徐々に方向転換し、分野横断的に施策を展開していくことが必要です。

このことから、まちづくりを進めるに当たっては、「生活構造」「社会構造」「都市構造」の3つの視点から戦略的に施策展開を図ることとします。

⁴ EBPM: Evidence Based Policy Making の略。政策の企画立案をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで政策効果の測定に重要な関連を持つ情報やデータ（エビデンス）に基づくものとすること。

⁵ PDCAサイクル: 「計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

(1) 生活構造の視点

個人の生活構造については、晩婚化・非婚化の進行、平均寿命の延伸に伴う「人生100年時代」の到来、正規職員による終身雇用を前提としていた就業形態の変化などに伴い、「人生の歩み方」が大きく変化しつつあることを認識しておく必要があります。

これまでのように、誕生から就学・進学・就職・結婚・育児・定年退職といった直線的なレールではなく、就職してから再び学び直したり、育児や介護で一時的に離職した後に再び就職したり、さらには年齢に関係なく高齢者になっても仕事を続けるなど、人によって様々な経路をたどることが考えられます。また、そのような人生を、従来想定してきた「標準世帯（夫婦と子ども二人）」で送る人の比率は低下し、結婚しない生き方や、伴侶を得る人でも従来の夫婦のあり方にとらわれない生き方など、多様な家族・世帯を営みながら長い人生を送っていくことになると考えられます。

また、個人の日々の行動様式も高度情報化社会の進展により、所有から共有（シェア）する生活様式が可能になり、買い物や学習、コミュニケーションのとり方まで、大きく変化してきています。

こうした多様な暮らし方（生活構造）の変化に対応する視点から、これまでの市外での就業や消費などこれまで行政サービスを提供するに当たって前提としてきた対象者や条件等の想定を見直し、働き方改革に伴う就業環境の変化や生活時間の変化など個人の行動変容に対応する視点から施策の転換を図ります。

(2) 社会構造の視点

社会構造については、人口減少・少子高齢化の進行に加え、生産年齢人口比率は全体の半分近くまで減少するなど、人口構造の変化が見込まれています。

また、これまで個人が属する集団・コミュニティは家族（世帯）、地域、職場によるものがほとんどでしたが、すでに高齢化や生活様式の多様化により、このようなコミュニティのつながりが希薄化し、地域への愛着や帰属意識の低下、コミュニティを支える担い手不足が懸念されています。反して、そのような生活様式の多様化やＩＣＴの進展に伴うＳＮＳ⁶の普及に伴い、趣味やボランティア、副業をはじめ、様々なつながりが世代や空間を超えて数多く緩やかに形成されるようになっています。このような緩やかで多様なつながりによって、様々な交流や活動が生まれ、市民の人生や地域

⁶ SNS:Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供している。

を豊かにしていくことが期待される一方で、活動の持続性や責任の所在といった、つながりの緩やかさゆえの脆さや危うさも孕んでいます。

これまで行政活動を行う上でパートナーとしてきた地域コミュニティや地域団体を守り育て、これらの組織との協働を深めつつ、新たに増えつつある緩やかなつながりを、市民生活の質の向上や地域課題の解決に活用していくためには、地域コミュニティや地域団体とは異なる接し方、サポートのあり方が行政に求められ、こういった個人の行動変容に伴う社会構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。

(3) 都市構造の視点

都市構造については、上記の生活構造や社会構造の変化に伴って、「自宅と職場を結ぶ」動線を中心としたこれまでのベッドタウン型の都市構造からの転換が求められます。

大きな枠組みとして、まず、市内の様々な場所で目的に応じて活動や交流ができる場所とそれらを結ぶネットワークが形成されたコンパクトで、良質な住まいや暮らしの空間を創出する都市構造の形成を図る必要があります。その上で、高齢化や人口減少、外国人観光客の増加といった動向を踏まえ、都市の様々な場所におけるユニバーサルデザイン化の推進や、マイカー移動に過度に依存しない移動手段の確保、公共施設等生活に必要な機能の集約や再配置など、**生活・社会の構造変化に伴う都市構造の変化に対応する視点から施策の転換を図ります。**